

事 務 連 絡
平成 30 年 8 月 10 日

公益社団法人 日本皮膚科学会 御中

厚生労働省医政局総務課

医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針
(医療広告ガイドライン) に関するQ&Aについて

標記につきまして、別添のとおり各都道府県、保健所設置市、特別区衛生
主管部(局)あてに送付いたしました。この点、ご了知のうえ、傘下会員に
対する周知方よろしくご配慮願います。

事務連絡
平成30年8月10日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局総務課

医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針
（医療広告ガイドライン）に関するQ&Aについて

医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針
（医療広告ガイドライン）につきましては、「医業若しくは歯科医業又は病院若
しくは診療所に関する広告等に関する指針（医療広告ガイドライン）等につい
て」（平成30年5月8日付け医政発0508第1号）により、通知したところです。

今般、「医療情報の提供内容等のあり方に関する検討会」において、医療広告
ガイドラインに関するQ&Aが別添のとおり整理されましたので、ご了知のう
え、業務の参考としてご活用いただくとともに、管下の病院、診療所及び助産
所並びに関係団体等に周知方よろしくご配慮願います。